

諮問日：令和2年1月31日

答申日：令和2年5月8日

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年11月27日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による国民健康保険税減免決定通知書による不承認決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求に係る処分

処分庁は、令和元年9月13日付けで、審査請求人に対し、国民健康保険税減免決定通知書による不承認決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、令和元年9月14日に本件処分があったことを知った。

#### 2 審査請求

審査請求人は、令和元年11月27日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める趣旨の審査請求書を提出した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、収入が前年の所得より著しく減少している。
- (2) 審査請求人の所得金額に対しては、軽減割合7割程度の法定軽減が適用されるべきである。
- (3) 国民健康保険税の減免の判定は、所得減少率を見て行われるべきであり、保有する預貯金を資産判定基準額の要素とすることは問題がある。

#### 2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件処分の違法性又は不当性について

- ア 国民健康保険税の減免については、国民健康保険質疑応答集（国保制度研究会監修）によると、あくまで個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、条例においては、様々な減免事由をある程度抽象的な基準として規定せざるを得ないと

しても、納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設けるのは適当ではないとされている。また、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第717条第1項において、市町村の条例の定めるところにより国民健康保険税を減免できる旨を定め、青森市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第182条第1項においても、市長において必要があると認めるものに対し国民健康保険税を減免することができることと規定していることから、国民健康保険税減免の承認又は不承認の決定は市町村の合理的な裁量に委ねられていると解される。このことから、青森市では条例、減免基準及びマニュアルを定めており、これらに照らして本件処分を決定している。

イ 審査請求人の前年の世帯総所得〇〇〇円に対し、今年中の世帯総所得見込額は〇〇〇円であるため、所得減少率が〇割以上であることを認めるが、所得金額が減免の基準を満たしている場合であっても、マニュアルにおいて資産状況によっては担税力の低下が認められない場合は不承認とすることとしている。審査請求人が預貯金額として申請している〇〇〇円について、マニュアルで定めている資産状況の判定方法を行うための数式に当てはめたところ、担税力の低下は認められず、本件処分を取り消す理由として、採用することはできない（数式は以下のとおり）。

資産判定基準額（〇〇〇円）

預貯金（〇〇〇円）－国民健康保険税額（〇〇〇円）－医療費・債務等年間支払見込額（〇〇〇円）＋退職金（〇〇〇円）

比較判定基準額（〇〇〇円）

$(100,000円 + 45,000円 \times \text{世帯主を除く世帯員数}) \times 12\text{か月}$

ウ なお、審査請求人は所得金額については法定軽減が適用されるべきである旨も主張しているが、法定軽減については、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第703条の5及び条例第179条各号に規定する額（以下「判定基準額」という。）を超えない場合に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額するものである。以下、審査請求人の所得に法定軽減が適用されるかについて検討する。審査請求人世帯の前年の総所得金額は〇〇〇円であり、世帯員数〇人であるが、世帯員数〇人の場合の判定基準額は〇〇〇円であることから、審査請求人の所得額には法定軽減は適用されず、本件処分を取り消す理由として、採用することはできない。

エ また、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、心情的事由も含め種々の主張をしているが、それらの主張は、いずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年1月31日 諮問書の受理

令和2年3月31日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

## 1 関係法令の要旨

- (1) 国民健康保険税の減額について、法第703条の5において、市町村は、国民健康保険税の納税義務者等につき算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとするのが規定されている。
- (2) 国民健康保険税の減免について、法第717条において、天災その他特別の事情がある場合において国民健康保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該国民健康保険税を減免することができるのが規定されている。
- (3) 条例第182条第1項において、市長は、天災、その他の事情により著しく資力を喪失し、かつ、納税困難と認められる者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、特別の理由がある者等のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができるのが規定されている。

## 2 本件処分について

秋田地方裁判所の判例（平成19年（行ウ）第6号。国民健康保険税減免申請却下処分取消等請求事件）によると、「被告（北秋田市）においては納税義務者及び同居家族の保有資産の有無及びその多寡も減免の判定に当たって考慮すべき要素とされていることがうかがわれるところ、市長の合理的裁量の範囲内である限り、（中略）このような要素（保有資産の有無等）を考慮して減免するかどうかを判定することも違法ではないと解される」とされ、預貯金の保有状況を考慮のうえ、担税力の有無について審査する旨を規定する北秋田市の判断基準は相当であるとされている。

青森市では、納税者の所得減少率（前年の所得額と当該年の所得額の対比）や納税者が有する預貯金の額を減免の判定基礎とすること等を規定した「国民健康保険税の減免基準」及び「国民健康保険減免マニュアル」を定めているところ、上記の判例からすると、国民健康保険税の減免の判定（担税力の判定）に当たり、納税者の保有する預貯金をその判定要素としたことは妥当であると認められる。

本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求人の所得金額に対しては、軽減割合7割程度の法定軽減が適用されるべきである旨主張するが、国民健康保険税の減額（法定軽減）は、法第703条の5の規定により、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い市町村の条例で定めるところにより減額することとされており、条例第179条は、法第703条の5の規定に基づく地方税法施行令第56条の89第2項で定める基準のとおり規定されている。

審査請求人の世帯構成及び平成30年の世帯総所得額については、前記第4審理員意見書の要旨の2の（1）ウに記載されているとおり、法第703条の5及び条例第179条の規

定により、平成31年度国民健康保険税に法定軽減は適用されない。

以上によれば、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美